

議第 9 号議案

令和6年3月26日

新座市議会議長 島田 久仁代 様

議案第2号 新座市（仮称）三軒屋公園等複合施設整備運営事業者選定委員会条例に対する附帯決議

上記の附帯決議を会議規則第14条第1項の規定により提出する。

提出者 新座市議会議員

米橋 純太  
鈴木 茂彦

賛成者 同

伊藤 信太郎  
山口 歩

賛成者 同

川村 よしひさ

賛成者 同

田口 訓子

賛成者 同

議案第2号 新座市（仮称）三軒屋公園等複合施設整備運営事業者選定委員会条例に対する附帯決議

新座市（仮称）三軒屋公園等複合施設整備運営事業者選定委員会条例の施行にあたっては、議決機関と執行機関の機能及び権限の分立の趣旨に鑑み、次に掲げる点に留意すること。

1 第3条の第2項 市長が委嘱し、又は任命する者のうち、（2）市議会議員の人数については、最小限にとどめること。

2 法令により必置とされている場合を除き、附属機関等を新たに設置する場合は、市議会議員の委員選任については慎重な判断を求める。

以上決議する。

